

大村市中小企業者等事業継続支援給付金 【支給要領】

1 事業概要

物価高騰の影響により、厳しい経営環境に置かれている市内中小企業者等に対し、国の重点支援地方交付金を活用し、事業継続に向けた支援を行います。

2 対象者

次の全てに該当する者：

- (1) 令和8年2月1日以前から継続して大村市内で事業を行っている者
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、大村市内に本店（本社）を有する法人又は大村市に住民票を有する個人事業主
※農業、林業、漁業を除く。
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 令和8年1月1日以降に、県または市が行う物価高騰関連の給付金等の支給を受けていない者

※ただし、本給付金が他の給付金等の金額を上回る場合、差額分を給付します。

(例) 本給付金40,000円、他給付金10,000円の時

40,000円－10,000円＝30,000円が支給金額となります。

※同一住所に複数事業(法人・個人事業主)が登記されている場合は、1事業所と見なします。
その場合、従業員等数はそれぞれの事業所で常時雇用する従業員等数の合計とします。

3 給付金の額

下表に該当する従業員等数に応じた額を支給します（申請は1事業所1回限り）。

従業員等数	給付金の額
1人～5人	40,000円
6人～20人	70,000円
21人以上	100,000円

※「従業員等数」は、令和8年2月1日時点における市内の各事業所に勤務（常勤）する従業員数。経営者（代表者）は本店（本社）の人数に含みます。

4 申請手続き

(1) 提出先

大村市役所 商工観光部 商工振興課

〒856-8686 大村市玖島1丁目25番地 2階

(2) 提出方法

電子申請（e-TUMO）、郵送又は持参

※申請書は、市ホームページからダウンロードできます。

5 提出書類

【全ての人が提出する書類】

- ①給付金支給申請書
- ②誓約書
- ③事業を営んでいることがわかる資料の写し
法人：登記事項証明書（発行から3か月以内のもの）または直近の決算書類の写し
※本社（本店）所在地と店舗所在地が異なる場合、店舗所在地がわかる書類
（営業許可証または店舗 HP の写し等）
個人事業主：確定申告書または決算がわかる資料（損益計算書、収支内訳書、貸借対照表
等のいずれか）の写し（令和6年または令和7年いずれか直近のもの）
※住民票の住所と、店舗所在地が異なる場合、店舗所在地がわかる書類
（営業許可証または店舗 HP の写し等）
- ④通帳（金融機関名、支店名、預金種類、口座名義（フリガナ）がわかる箇所）の写し
- ⑤その他市長が必要と認める書類（必要に応じて提出をお願いする場合があります）

【個人事業主の場合】

- ①～⑤の書類に加えて、⑥の書類を提出してください。
- ⑥本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカードなど）

【従業員等数が6人以上の場合】

- ①～⑤（または⑥）の書類に加えて、⑦の書類を提出してください。
- ⑦従業員名簿（住所、氏名、生年月日が記載されているもの。任意様式でも可）
※従業員数は、令和8年2月1日時点で雇用している者（専従者含む）
※産休、育休、病休中の従業員も対象とします。
例：1人～5人 → 提出不要
6人～20人 → 経営者を含めて6人の場合、最低5人分の従業員名簿
21人以上 → 経営者を含めて21人の場合、最低20人分の従業員名簿

6 スケジュール

(1)申請受付期間

令和8年2月16日（月）～令和8年5月29日（金）まで

※受付期間内であっても予算の上限に達した時点で受付を終了します。提出前に市ホームページで、受付が終了していないか確認後、提出してください。

(2)給付金の振込について

受付から順次、審査を行い支給しますが、不支給とする場合は連絡します。

※支給には1か月から1か月半程度かかります。

※他の給付金を受給しているか確認を行うため、支給に時間を要する場合があります。

お問い合わせ

大村市役所 商工観光部 商工振興課

電話：0957-53-4111（内線275）